

第58回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

平成29年3月28日(火曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 岩崎小彌太記念ホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈
ならびに役員退職慰労金制度
廃止に伴う打切り支給の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の
額及び内容決定の件

第6号議案 監査役の報酬額改定の件



アグロ カネショウ株式会社

証券コード 4955



招集ご通知

証券コード 4955
平成29年3月3日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目2番19号
アグロ カネショウ株式会社
代表取締役社長 櫛引 博敬

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 公益財団法人 国際文化会館 岩崎小彌太記念ホール
3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの**当社ウェブサイト** (<http://www.agrokanesho.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申しあげます。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得などの環境に改善が見られるものの、円高の進展や、中国をはじめとするアジア新興国経済の成長鈍化などにより、企業収益に翳りが見られ不透明な状況で推移しました。日銀のマイナス金利政策の継続、英国のEU離脱問題、米国トランプ大統領の動向など引続き懸念材料が増している状況であります。

国内農業におきましては、4月の熊本地震をはじめ、九州の豪雨・長雨、北海道に複数の台風が連続して上陸するなど自然災害の発生により、作物によっては大きな影響を受けた地域もあり大変厳しい状況でした。農協改革を含む新農政の進展により農業構造ならびに農産流通が大きな転換期にさしかかっております。また、一方TPP協定については、米国が不参加を表明したことから先行き不透明な状態になっております。

国内農産業界におきましては、当期農産年度で、出荷数量・出荷金額とともに98.6%と若干前年を下回る実績となりました。世界的にはグローバル企業の大型合併により、ビッグ6と呼ばれていた大手グローバル企業6社が、ビッグ3に集約され、世界の農産販売の構図も変わりつつあります。

■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



このような情勢の中で当社グループは、経営方針である「我が信条」（お客様のため、社会のため、株主のため、社員のためという4か条）ならびに「我々のお客様は農家である」という普及販売の基本理念のもと、農家を訪問し、JA・販売店・会員店とともに展示圃を中心とした「トライアングル作戦」を展開し、農薬の適正・安全使用のための技術普及販売に努めてまいりました。また、土壌分析サービスも順調に進展させることができました。

さらに、当連結会計年度においては、100年企業を目指すために、「Lead The Way 2025」をスローガンとした「長期事業計画」ならびに「中期事業計画」を策定し、「強固な経営基盤づくり期間」をスタートさせました。

一方、当連結会計年度は、輸出の落込みや将来の事業拡大に必要な研究開発費等の増加という減収減益要因がありました。

その結果、当連結会計年度の売上高は143億1千4百万円（前連結会計年度比1.9%減）、営業利益は20億6千3百万円（前連結会計年度比14.8%減）、経常利益は21億2百万円（前連結会計年度比20.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億8千5百万円（前連結会計年度比11.6%減）となりました。

■ 経常利益

（単位：百万円）



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）



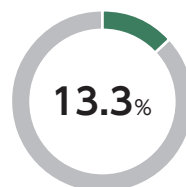
(2) 事業別概況

当社グループは農薬の製造、販売事業の単一セグメントであります。製品の種類の営業概況は次のとおりであります。

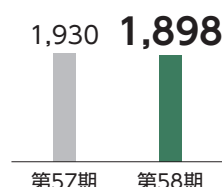
1 害虫防除剤

新規害虫防除剤B T剤「チューンアップ水和剤」、「デルフィン水和剤」、「ペンタック水和剤」が前連結会計年度を上回る実績となりましたが、「ペイオフME」のマイナスが大きく、害虫防除剤全体で前連結会計年度を下回る実績となりました。この結果、売上高は18億9千8百万円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。

製品種類別売上高構成比



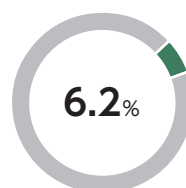
売上高（単位：百万円）



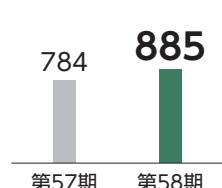
2 病害防除剤

「キノンドー剤」、「フルーツセイバーフロアブル」、「ストライド顆粒水和剤」が前連結会計年度を上回り、その他の病害防除剤はほぼ前連結会計年度並みに推移し、病害防除剤全体で前連結会計年度を上回る実績となりました。この結果、売上高は8億8千5百万円（前連結会計年度比12.8%増）となりました。

製品種類別売上高構成比



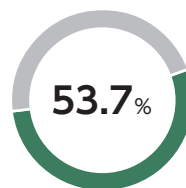
売上高（単位：百万円）



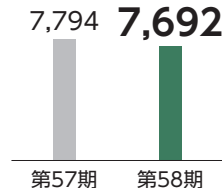
3 土壌消毒剤

国内向け「バスアミド微粒剤」、「ネマキック粒剤」は前連結会計年度を上回る実績となりましたが、国内向け「D-D」は前連結会計年度を下回りました。海外向け「バスアミド微粒剤」が欧州を中心に前連結会計年度を下回り、海外向け「D-D」はユーロベースでは前連結会計年度を上回りましたが、円高基調により円ベースでは国内同様、前連結会計年度を下回る実績となり、土壌消毒剤全体で前連結会計年度を下回る実績となりました。この結果、売上高は76億9千2百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

製品種類別売上高構成比



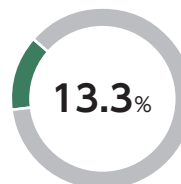
売上高（単位：百万円）



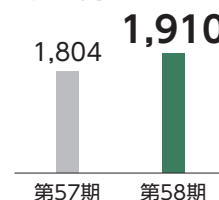
4 除草剤等

「モゲトン粒剤」、「カソロン粒剤」、「アークエース1 kg粒剤」が前連結会計年度を上回る実績となり、除草剤全体でも前連結会計年度を上回りました。植調剤については、「ターム水溶剤」が伸長し、前連結会計年度を上回る実績となり、除草剤等全体で前連結会計年度を上回る実績となりました。この結果、売上高は19億1千万円（前連結会計年度比5.9%増）となりました。

製品種類別売上高構成比



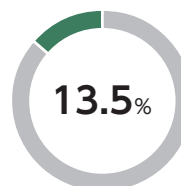
売上高（単位：百万円）



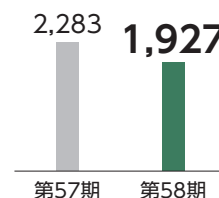
5 輸出・その他

北米向けの「カネマイトフロアブル」が、大きく売り上げを落としました。他地域では売上は伸びておりますが、北米向けのマイナスが大きく、輸出全体で前連結会計年度を下回りました。また、展着剤は、全体で前連結会計年度を若干上回りました。国内原体等販売については、ほぼ前連結会計年度並みとなり、輸出・その他全体では前連結会計年度を下回る実績となりました。この結果、売上高は19億2千7百万円（前連結会計年度比15.6%減）となりました。

製品種類別売上高構成比



売上高（単位：百万円）



2. 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

3. 企業集団の設備投資等の状況

当社グループは、生産設備の合理化、効率化及び研究開発力の強化などを目的とした投資を行っております。

当連結会計年度の設備投資額は6千8百万円であります。

4. 企業集団及び当社の製品種類別売上高推移

(1) 企業集団の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第55期 平成25年12月期	第56期 平成26年12月期	第57期 平成27年12月期	第58期 平成28年12月期 (当連結会計年度)
農 業	害虫防除剤	1,933,092 (14.5%)	1,857,184 (13.5%)	1,930,530 (13.2%)	1,898,708 (13.3%)
	病害防除剤	724,109 (5.4%)	753,102 (5.5%)	784,494 (5.4%)	885,236 (6.2%)
	土壌消毒剤	7,259,835 (54.4%)	7,442,699 (54.4%)	7,794,564 (53.4%)	7,692,752 (53.7%)
	除草剤等	1,899,918 (14.2%)	1,869,012 (13.7%)	1,804,538 (12.4%)	1,910,936 (13.3%)
	輸出・その他	1,534,062 (11.5%)	1,760,347 (12.9%)	2,283,347 (15.6%)	1,927,236 (13.5%)
合 計		13,351,019 (100.0%)	13,682,346 (100.0%)	14,597,476 (100.0%)	14,314,869 (100.0%)

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2) 当社の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第55期 平成25年12月期	第56期 平成26年12月期	第57期 平成27年12月期	第58期 平成28年12月期 (当期)
農 業	害虫防除剤	1,933,092 (17.3%)	1,857,184 (16.5%)	1,930,530 (16.2%)	1,898,708 (16.0%)
	病害防除剤	724,109 (6.5%)	753,102 (6.7%)	784,494 (6.6%)	885,236 (7.5%)
	土壌消毒剤	5,080,971 (45.5%)	5,018,736 (44.6%)	5,151,773 (43.1%)	5,228,093 (44.1%)
	除草剤等	1,899,918 (17.0%)	1,869,012 (16.6%)	1,803,907 (15.0%)	1,910,936 (16.1%)
	輸出・その他	1,534,062 (13.7%)	1,760,347 (15.6%)	2,283,347 (19.1%)	1,924,980 (16.3%)
合 計		11,172,155 (100.0%)	11,258,382 (100.0%)	11,954,053 (100.0%)	11,847,955 (100.0%)

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第55期 平成25年12月期	第56期 平成26年12月期	第57期 平成27年12月期	第58期 平成28年12月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	13,351,019	13,682,346	14,597,476	14,314,869
経常利益	(千円)	1,913,704	2,330,229	2,643,408	2,102,022
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,356,408	1,667,975	1,454,117	1,285,848
1株当たり当期純利益		110円79銭	132円92銭	111円53銭	101円15銭
純資産額	(千円)	15,347,030	17,790,918	18,526,700	18,632,869
総資産額	(千円)	21,807,638	24,192,204	25,699,343	24,226,196

- (注) 1 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
 2 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第55期 平成25年12月期	第56期 平成26年12月期	第57期 平成27年12月期	第58期 平成28年12月期 (当期)
売上高	(千円)	11,172,155	11,258,382	11,954,053	11,847,955
経常利益	(千円)	1,340,929	1,041,273	1,382,122	1,144,083
当期純利益	(千円)	1,060,680	1,147,370	1,019,835	1,045,877
1株当たり当期純利益		86円64銭	91円44銭	78円22銭	82円28銭
純資産額	(千円)	11,175,370	12,661,793	13,404,523	13,660,156
総資産額	(千円)	16,936,862	18,253,139	19,574,928	17,987,897

- (注) 1 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
 2 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 企業集団の対処すべき課題

当社は創業者の精神である四つの原則、すなわち

第1;我々の責任は、我々の商品とサービスを利用するすべてのお客様に対するものである。

第2;我々の責任は、我々の事業に参画しているすべての社員に対するものである。

第3;我々の責任は、我々が事業を営む地域社会、ひいては社会全体に対するものである。

第4;我々の責任は、株主に対するものである。

を経営の基本方針としております。

(1) 当社グループの現状の認識について

当社グループは、平成23年の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故により、国内における主な生産拠点である福島工場が操業停止となり、やむなく減損する事態となりました。東京電力ホールディングス株式会社からは一部の賠償金が支払われたものの、工場操業停止による逸失利益の賠償は未だ行われておらず、その不誠実な態度に対し、平成24年12月に提訴し現在も係争中であります。今後とも東京電力ホールディングス株式会社に対しては、当社グループが被った損害の全てについて賠償請求を行っていく所存であります。

現在の当社グループを取り巻く経済環境は、日本国内では人口の頭打ちや少子高齢化による食料消費の低迷、農業の担い手不足、依然低レベルにある食料自給率など、従来抱えてきた構造的な諸問題に改善は見られず、加えて国内農政も、農協改革を始めとして、農地集約、農業者所得、農業規制について改革が進行中で、その結果として農薬価格の引き下げや、営農指導サービスの低下等の影響が懸念されております。

このような認識のもと、当社グループは今まで築き上げてきた〔農家〕、〔会員店・JA・販売店〕と〔当社グループ〕を密に連携する「トライアングル作戦」を今後も積極的に展開することに加え、土壌分析室の設置による新たなサービスなどにより、エンド・ユーザーである農家の方々に安心・安全な農薬を普及・販売していく所存であります。また結城事業所（茨城県結城市）の設置に伴い、研究開発体制、生産体制の再構築が図られたことから、引き続き外部環境変化を見据えながら、積極的な経営を推進してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

①生産面

茨城工場の稼働から約4年、安定した生産体制が整いつつあり、今後は自社茨城工場の製造比率と稼働率を高め、また、自社直江津工場も安定供給と更なるコスト削減を課題に取り組みます。この自社工場での生産と併せ、引続き国内外の製造委託先企業等の協力を仰ぎ、安定した製品の供給を行うことを当面の対処すべき課題としております。

②研究開発面

結城事業所の生物研究部門と、所沢事業所の化学研究部門との緊密な連携を継続させ、研究員の研究能力、知識の向上と、コスト意識の向上を図るとともに、海外展開を視野に入れた新規剤の開発体制を強化させることを課題としております。

③販売面

国内農薬市場においては、当社の主力製品である土壌消毒剤の普及拡大を図るべく、土壌分析サービスを展開することによって、エンドユーザーから一層の信頼を得ることを課題としております。

なお、海外農薬市場においては、北米は落ち込みがありますが、各国において登録認可となっている主要剤を中心に、海外展開を積極的に行っていくこと、また、韓国に設立した現地法人AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.において新たな剤の登録取得を進め、積極的な拡販を行うことを当面の課題としております。

7. 企業集団の主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、害虫防除剤、病害防除剤等農薬製品の製造販売を主な事業としております。

8. 企業集団の主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

(当社)

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都港区	西日本支店	大阪府吹田市
東北支店	青森県弘前市	高松営業所	香川県高松市
札幌営業所	北海道札幌市	九州支店	福岡県久留米市
北東北営業所	青森県弘前市	ヨーロッパ支店	ドイツ連邦共和国 シュターデ市
南東北営業所	山形県山形市	所沢事業所	埼玉県所沢市
関東支店	埼玉県所沢市	結城事業所	茨城県結城市
中部営業所	長野県長野市	直江津工場	新潟県上越市
東海支店	愛知県名古屋市	福島工場	福島県双葉郡
		茨城工場	茨城県結城市

（注）福島工場は平成23年12月31日をもって閉鎖しております。

(Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA)

- 本社 ベルギー王国ブリュッセル市
- (AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.)
- 本社 大韓民国ソウル市

9. 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

	当連結会計年度末	前連結会計年度末比増減
従業員数	242名	増9名

（2）当社の従業員の状況

	当期末	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	234名	増10名	40.3歳	13.5年

（注）（1）及び（2）の従業員数は、就業人員を記載しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.	200,000千ウォン	100.0%	農業薬品、工業薬品、肥料、包装資材及び農業用機械の製造、売買、輸出入及び仲介業務
Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA	32,500千ユーロ	60.0%	農業用土壌消毒剤販売

11. 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	64,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	71,800

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 12,636,198株（自己株式768,664株を除く）
3. 株主数 3,941名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	923	7.30
兼 商 産 業 株 式 会 社	800	6.33
株 式 会 社 麻 生	750	5.93
G O L D M A N S A C H S C O. R E C	671	5.31
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500	3.95
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	485	3.84
三 井 物 産 株 式 会 社	482	3.81
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERS HIP LP	458	3.62
櫛 引 博 敬	399	3.16
ア グ ロ カ ネ シ ョ ウ 取 引 先 持 株 会	316	2.50

- (注) 1 記載株数は千株未満を切捨てて表示しております。
- 2 当社は、自己株式768,664株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
- 3 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- 4 平成28年12月12日付で、公開の縦覧に供されている大量保有報告書において、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社が平成28年12月5日現在で同社が956千株（保有割合7.13%）を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫛 引 博 敬	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA 代表取締役社長
代表取締役専務	井 上 智 広	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA 取締役
常務取締役	市 野 則 夫	生産本部長 (重要な兼職) AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事
取締役	森 田 幸 一	技術普及本部長
取締役	高 石 文 雄	技術普及本部副本部長兼製品普及部長
取締役	金 瀬 聖	研究開発本部長 (重要な兼職) AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 理事
取締役	後 藤 純	営業本部長
取締役	海 部 行 延	管理本部長
取締役	岸 本 和 也	経営企画本部長 (重要な兼職) AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 理事
取締役	藤 倉 基 晴	
取締役	岩 崎 泰 一	弁護士
常勤監査役	長谷川 正 次	
監査役	横 山 和 夫	公認会計士、税理士
監査役	大久保 雅 晴	弁護士

- (注) 1 会社法第2条第15号に定める社外取締役は下記の通りです。
藤倉 基晴氏
岩崎 泰一氏
両氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。
- 2 岩崎 泰一氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。

- 3 会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役は下記の通りです。

横山 和夫氏

大久保 雅晴氏

両氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。

- 4 監査役のうち横山 和夫氏は公認会計士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、大久保 雅晴氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款で規定し、社外取締役との間で会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	11名	162,746 千円
監査役	3名	22,100 千円
合計	14名	184,846 千円
（うち社外役員）	（4名）	（19,663）千円

（注） 1 役員賞与金につきましては引き続き計上いたしておりません。

- 2 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額26,362千円を含んでおります。なお、過年度役員退職慰労引当金累計額は、499,482千円となっております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

当事業年度における主な活動状況

取締役会

当事業年度におきましては、合計15回の取締役会を開催しました。

社外取締役藤倉基晴氏は15回中15回の全てに出席し、岩崎泰一氏は就任後に開催されました取締役会11回中11回の全てに出席しました。藤倉基晴氏は金融業界での豊富な経験及び幅広い見識から発言を行い、岩崎泰一氏は法律専門家として専門的な観点から発言を行っております。

(2) 社外監査役

当事業年度における主な活動状況

イ.取締役会

当事業年度におきましては、合計15回の取締役会を開催しました。

社外監査役横山和夫氏は15回中15回の全てに出席し、大久保雅晴氏は15回中14回に出席しました。社外監査役2名は各々会計専門家及び法律専門家として専門的な観点から質問し、助言を行っております。

ロ.監査役会

当事業年度におきましては、合計15回の監査役会を開催しました。

社外監査役横山和夫氏は15回中15回の全てに出席し、大久保雅晴氏は15回中14回に出席しました。社外監査役2名はともに専門的な立場から情報の収集を行い、意見を述べることにより当会の運営を担っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,061千円

- (注) 1 当社の子会社のうち「Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA」はDeloitte & Touche LLPの監査を、「AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.」はDeloitte Anjin LLCの監査を受けております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記のほか、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び第5号二）

当社は、経営理念である社是「我が信条」及び経営の基本方針に則った行動規範を制定し、代表取締役がその精神を当社グループの取締役及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底する。代表取締役はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備を図り、啓蒙教育を実施する。内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。当社グループの取締役及び使用人は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。監査役は法令順守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務執行・意思決定に係る情報は文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号ロ）

代表取締役は、経営企画本部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、必要なリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営企画本部とし、当社グループ各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び第5号ハ）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社は、取締役会規程に基づいて取締役会を月1回開催するほか適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任・執行手続きの詳細を定めるものとする。中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当社グループの目標を定めるものとする。また、取締役・監査役及び各部門長により構成された業務報告会において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

当社グループの業務の適正を確保するため、子会社の取締役等と常日頃からコンタクトを持ち、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役や監査役に当社からの派遣を通じて緊密な連携を図り、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを定期的に確認するとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号）

監査役の職務を補助する監査役補助者を必要に応じて使用人から任命することができる。監査役補助者の任命・解任・評価・人事異動は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとし、監査役が補助者に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ・ロ及び第5号）

当社グループの取締役及び使用人は業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。さらに当社グループの内部通報制度事務局は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報が発生した場合、その状況を監査役に報告するものとする。なお、当社は、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは行わないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第6号及び第7号）

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、決裁申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。また、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。なお、当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

1. 取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社グループにおける月次の営業実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。
2. 監査役会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の順守について監査いたしました。
3. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき当社グループにおける内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
4. 特定個人情報の取扱いを厳格化するため特定個人情報取扱管理規程を制定し、規程に則した業務を遂行し内部監査により、その適正性を確認いたしました。
5. 社員のコンプライアンス意識を高めるため全社員を対象としたコンプライアンスチェックテストを実施し、社員の法令順守と企業倫理の浸透及び、コンプライアンスに関する認識の向上を図りました。
6. 安全衛生管理の充実に注力し、所沢・結城の両事業所において防災訓練を年2回実施し、これを定着化することとしました。

8 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な方針として位置付けており、農薬業界において独自の製品開発に向け、積極的な研究開発投資のため内部留保を考慮しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第58期 (平成28年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	21,138,519
現金及び預金	13,226,459
受取手形及び売掛金	4,025,178
商品及び製品	1,693,580
仕掛品	119,547
原材料及び貯蔵品	1,321,221
繰延税金資産	202,091
その他	574,345
貸倒引当金	△23,905
固定資産	3,087,676
有形固定資産	2,090,519
建物及び構築物	1,319,469
機械装置及び運搬具	139,447
土地	552,453
リース資産	12,895
その他	61,103
建設仮勘定	5,149
無形固定資産	360,484
のれん	330,000
その他	30,484
投資その他の資産	636,672
投資有価証券	180,610
長期預金	230,980
繰延税金資産	42,487
その他	209,393
貸倒引当金	△26,800
資産合計	24,226,196

科 目	第58期 (平成28年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	3,945,162
支払手形及び買掛金	1,581,047
1年内返済予定長期借入金	135,800
リース債務	11,673
未払法人税等	985,830
賞与引当金	42,908
その他	1,187,902
固定負債	1,648,164
退職給付に係る負債	352,512
役員退職慰労引当金	525,844
リース債務	16,242
その他	753,565
負債合計	5,593,326
純資産の部	
株主資本	15,755,154
資本金	1,809,177
資本剰余金	2,119,145
利益剰余金	12,350,212
自己株式	△523,381
その他の包括利益累計額	△131,334
その他有価証券評価差額金	82,961
繰延ヘッジ損益	△352
為替換算調整勘定	△224,627
退職給付に係る調整累計額	10,684
非支配株主持分	3,009,049
純資産合計	18,632,869
負債及び純資産合計	24,226,196

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第58期 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
売上高	14,314,869
売上原価	8,043,807
売上総利益	6,271,061
販売費及び一般管理費	4,207,605
営業利益	2,063,455
営業外収益	
受取利息	10,512
受取配当金	3,420
受取地代家賃	16,073
企業誘致奨励金	19,875
その他	7,832
営業外収益合計	57,715
営業外費用	
支払利息	5,549
為替差損	12,871
その他	726
営業外費用合計	19,148
経常利益	2,102,022
特別利益	
受取補償金	223,232
特別利益合計	223,232
税金等調整前当期純利益	2,325,254
法人税、住民税及び事業税	721,870
法人税等調整額	△11,668
法人税等合計	710,201
当期純利益	1,615,053
非支配株主に帰属する当期純利益	329,205
親会社株主に帰属する当期純利益	1,285,848

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	1,809,177	2,119,145	11,477,546	△145,557	15,260,312	
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△413,182	－	△413,182	
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	1,285,848	－	1,285,848	
自己株式の取得	－	－	－	△377,823	△377,823	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	
当期変動額合計	－	－	872,666	△377,823	494,842	
当期末残高	1,809,177	2,119,145	12,350,212	△523,381	15,755,154	

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	84,250	△2,403	83,109	41,063	206,019	3,060,369	18,526,700
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△413,182
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	－	－	－	1,285,848
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△377,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,289	2,050	△307,736	△30,378	△337,354	△51,319	△388,673
当期変動額合計	△1,289	2,050	△307,736	△30,378	△337,354	△51,319	106,168
当期末残高	82,961	△352	△224,627	10,684	△131,334	3,009,049	18,632,869

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法を採用しております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社は主として定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(リース資産を除く) 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械装置 8年

ロ. 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

□. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替予約 振当処理によっております。

金利スワップ 繰延ヘッジ処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

金利スワップ取引

ヘッジ対象 外貨建取引

借入金の利息

・ヘッジ方針

当社社内規程に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引に対しては、為替予約とヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。

金利スワップ取引に対しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

□. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」及び「流動負債」の「未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」及び「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

2 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	766,195千円
土地	10,062千円
合計	776,258千円

担保に係る債務は次のとおりであります。

長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む。）	135,800千円
合計	135,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,758,043千円
-------------------	-------------

3. 決算期末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は、金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	193,167千円
------	-----------

3 連結損益計算書に関する注記

受取補償金

東日本大震災に起因する東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故による当社福島工場土地の損害賠償に関する和解に基づく補償金であります。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	13,404,862	—	—	13,404,862

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	286,820	22.00	平成27年12月31日	平成28年3月30日

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年8月10日 定時取締役会	普通株式	126,361	10.00	平成28年6月30日	平成28年9月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月28日 定時株主総会	普通株式	151,634	利益剰余金	12.00	平成28年12月31日	平成29年3月29日

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い定期預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は設備投資資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）参照

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （＊1）	時 価 （＊1）	差 額
(1) 現金及び預金	13,226,459	13,226,459	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,025,178	4,025,178	—
(3) 投資有価証券	180,598	180,598	—
(4) 長期預金	230,980	225,706	△5,273
(5) 支払手形及び買掛金	(1,581,047)	(1,581,047)	—
(6) 未払法人税等	(985,830)	(985,830)	—
(7) 長期借入金	(135,800)	(135,800)	—
(8) デリバティブ取引（＊2）	(509)	(509)	—

（＊1） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の相場によっております。

(4) 長期預金

期限前解約特約付預金（マルチコーラブル外貨預金）であり、金融機関より期限前解約を行われる場合があります。時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金 (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利の借入については、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額12千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

6 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,236円43銭
2. 1株当たり当期純利益	101円15銭

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第58期 (平成28年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	12,290,052
現金及び預金	5,172,853
受取手形	619,912
売掛金	3,006,059
商品及び製品	1,732,371
仕掛品	119,547
原材料及び貯蔵品	1,076,249
前払費用	14,640
繰延税金資産	64,400
その他	505,773
貸倒引当金	△21,755
固定資産	5,697,845
有形固定資産	2,086,532
建物	1,232,103
構築物	87,365
機械装置	128,094
車両運搬具	11,353
工具器具備品	57,115
土地	552,453
リース資産	12,895
建設仮勘定	5,149
無形固定資産	360,484
電話加入権	8,562
ソフトウェア	8,624
リース資産	13,121
のれん	330,000
その他	175
投資その他の資産	3,250,829
関係会社株式	2,576,493
投資有価証券	180,610
従業員長期貸付金	84,105
保証金敷金	78,543
長期預金	230,980
繰延税金資産	83,188
その他	43,707
貸倒引当金	△26,800
資産合計	17,987,897

科 目	第58期 (平成28年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	2,669,345
支払手形	167,469
買掛金	1,049,354
1年内返済予定長期借入金	135,800
未払消費税等	17,333
未払法人税等	126,897
未払費用	326,713
預り金	39,220
賞与引当金	42,908
リース債務	11,673
その他	751,973
固定負債	1,658,395
退職給付引当金	362,743
役員退職慰労引当金	525,844
預り保証金	740,056
リース債務	16,242
その他	13,509
負債合計	4,327,741
純資産の部	
株主資本	13,577,547
資本金	1,809,177
資本剰余金	2,119,145
資本準備金	1,805,164
その他資本剰余金	313,981
利益剰余金	10,172,605
利益準備金	217,648
その他利益剰余金	9,954,957
開発積立金	1,590,000
別途積立金	4,175,386
繰越利益剰余金	4,189,571
自己株式	△523,381
評価・換算差額等	82,608
その他有価証券評価差額金	82,961
繰延ヘッジ損益	△352
純資産合計	13,660,156
負債及び純資産合計	17,987,897

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第58期
	(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)
売上高	11,847,955
売上原価	6,974,159
売上総利益	4,873,796
販売費及び一般管理費	3,996,564
営業利益	877,231
営業外収益	
受取利息	3,841
受取配当金	262,542
受取地代家賃	16,073
企業誘致奨励金	19,875
その他	7,832
営業外収益合計	310,165
営業外費用	
支払利息	5,388
為替差損	37,198
その他	726
営業外費用合計	43,313
経常利益	1,144,083
特別利益	
受取補償金	223,232
特別利益合計	223,232
税引前当期純利益	1,367,316
法人税、住民税及び事業税	284,464
法人税等調整額	36,974
法人税等合計	321,438
当期純利益	1,045,877

株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	1,809,177	1,805,164	313,981	2,119,145	217,648
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－
当期末残高	1,809,177	1,805,164	313,981	2,119,145	217,648

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,590,000	4,175,386	3,556,875	9,539,910	△145,557	13,322,676
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△413,182	△413,182	－	△413,182
当期純利益	－	－	1,045,877	1,045,877	－	1,045,877
自己株式の取得	－	－	－	－	△377,823	△377,823
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	632,695	632,695	△377,823	254,871
当期末残高	1,590,000	4,175,386	4,189,571	10,172,605	△523,381	13,577,547

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	84,250	△2,403	81,847	13,404,523
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△413,182
当期純利益	－	－	－	1,045,877
自己株式の取得	－	－	－	△377,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,289	2,050	761	761
当期変動額合計	△1,289	2,050	761	255,632
当期末残高	82,961	△352	82,608	13,660,156

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他の有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出しております。)
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
機械装置	8年

② 無形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替予約	振当処理によっております。
金利スワップ	繰延ヘッジ処理によっております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
 金利スワップ取引
ヘッジ対象 外貨建取引
 借入金の利息

- ・ヘッジ方針
当社社内規程に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

- ・ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引に対しては、為替予約とヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日等の同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。
金利スワップ取引に対しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」及び「流動負債」の「未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」及び「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

2 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	766,195千円
土地	10,062千円
合計	776,258千円

担保に係る債務は次のとおりであります。

長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	135,800千円
合計	135,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,751,791千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	204,124千円
短期金銭債務	1,101千円

4. 決算期末日満期手形の会計処理

当事業年度末は金融機関の休業日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	193,167千円
------	-----------

3 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上	195,558千円
その他営業費用	38,000千円
営業取引以外の取引高	259,122千円

2. 受取補償金

東日本大震災に起因する東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故による当社福島工場土地の損害賠償に関する和解に基づく補償金であります。

4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	367,586	401,078	－	768,664
合計	367,586	401,078	－	768,664

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数401,078株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によるものが401,000株、78株は単元未満株式の買取によるものであります。

5 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	
未払事業税	10,386千円
貸倒引当金	6,676千円
未払割戻金	22,936千円
賞与引当金	13,168千円
製品等廃棄損等	3,319千円
その他	7,912千円
繰延税金資産合計	64,400千円
繰延税金資産の純額	64,400千円

固定の部

繰延税金資産	
資産除去債務	3,959千円
退職給付引当金	110,611千円
役員退職慰労引当金	160,191千円
貸倒引当金	8,163千円
減損損失	60,994千円
繰延ヘッジ損益	156千円
税務上の繰延資産	4,227千円
その他	4,660千円
小計	352,964千円
評価性引当額	△233,437千円
繰延税金資産合計	119,527千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△36,338千円
繰延税金負債合計	△36,338千円
繰延税金資産の純額	83,188千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割等	1.3%
試験研究費税額控除	△6.1%
評価性引当額の増減	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0%
税率変更による影響	0.8%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.8%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成31年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8,682千円減少し、法人税等調整額が10,584千円、その他有価証券評価差額金が1,908千円、繰延ヘッジ損益が6千円それぞれ増加しております。

6 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA	(所有) 直接 60.0%	役員の兼務 農薬の仕入	農薬の仕入 (注3)	2,667,951	買掛金	221,116

(注1) 仕入価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。
(注2) 取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
(注3) 三井物産株式会社を通して当社海外連結子会社Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBAから製品を仕入れております。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	AGRO-KANESHO KOREA CO.,LTD.	(所有) 直接 100.0%	役員の兼務 農薬の販売	農薬の販売	195,558	売掛金	200,743

(注1) 仕入価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。
(注2) 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

7 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,081円03銭
2. 1株当たり当期純利益	82円28銭

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アグロ カネショウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第58期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月8日

アグロ カネショウ株式会社 監査役会
常勤監査役 長谷川 正 次 ㊞
社外監査役 横 山 和 夫 ㊞
社外監査役 大久保 雅 晴 ㊞

（注）監査役横山和夫及び大久保雅晴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月7日

アグロ カネショウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 森谷和正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月8日

アグロ カネショウ株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 正 次 ㊟

社外監査役 横 山 和 夫 ㊟

社外監査役 大久保 雅 晴 ㊟

(注) 監査役横山和夫及び大久保雅晴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の配当につきましては、長期的観点に立ち安定的な配当を維持し、株主の皆様のご信頼にお応えしますことを基本的な考え方としております。

今後の事業展開を慎重に検討しました結果、第58期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円といたします。

この場合の配当総額は、151,634,376円となります。

なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき10円を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき22円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月29日といたします。

第2号議案

取締役9名選任の件

現在、在任しております取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役の候補者は次のとおりであります。

1 櫛引 博敬

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月 兼商(株)（現アグロ カネショウ(株)）入社
昭和56年 2 月 同社取締役
昭和60年 1 月 当社専務取締役
平成 3 年 3 月 当社代表取締役社長（現在に至る）
平成14年 7 月 セルティス ジャパン(株)代表取締役社長
平成15年12月 Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA代表取締役社長
（現在に至る）
平成16年 9 月 三和化学工業(株)代表取締役会長
平成19年 3 月 セルティス ジャパン(株)代表取締役社長辞任
平成21年 6 月 三和化学工業(株)代表取締役会長辞任

生年月日
昭和24年6月9日
取締役在任期間
36年
取締役会出席率
100%（15回／15回）
所有する当社株式の数
399,454株

● 取締役候補者とした理由

櫛引 博敬氏は、平成3年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり力強いリーダーシップにより当社の経営を統括し、その豊富な経験と実績を基にその成長を牽引して参りました。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

再任

2 井上 智広

いのうえ

ともひろ

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4 月 兼商化学工業(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
平成 5 年 1 月 当社開発部長
平成 7 年 3 月 当社取締役開発部長
平成10年 3 月 当社取締役研究開発部長
平成13年 4 月 当社取締役研究開発本部長
平成14年 7 月 セルティス ジャパン(株)監査役
平成15年12月 Kanesho Soil Treatment SPRL/BVBA取締役 (現在に至る)
平成17年 3 月 当社常務取締役研究開発本部長
平成17年 4 月 当社常務取締役海外事業本部長
平成19年 3 月 当社常務取締役
平成19年 3 月 セルティス ジャパン(株)監査役辞任
平成19年 3 月 グリーンカネショウ(株)取締役
平成22年 3 月 三和化学工業(株)取締役
平成22年10月 同社取締役辞任
平成23年 3 月 当社専務取締役
平成23年 6 月 グリーンカネショウ(株)取締役辞任
平成28年 3 月 当社代表取締役専務 (現在に至る)

生年月日

昭和22年 8 月17日

取締役在任期間

22年

取締役会出席率

100% (15回／15回)

所有する当社株式の数

43,140株

● 取締役候補者とした理由

井上 智広氏は、研究開発、海外業務などに豊富な経験を有しており、代表取締役専務として、業務全般の統括の役割を適切に果たし、当社の経営に貢献しております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

3 市野 則夫

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4 月 兼商(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
平成13年 4 月 当社購買部長
平成15年 4 月 当社生産本部副本部長兼生産管理部長
平成16年 9 月 当社生産本部長兼生産管理部長
平成16年 9 月 三和化学工業(株)監査役
平成17年 3 月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長
平成17年 4 月 当社取締役生産本部長兼購買部長
平成20年 3 月 三和化学工業(株)取締役
平成22年 4 月 当社取締役生産本部長
平成22年10月 三和化学工業(株)取締役辞任
平成24年 9 月 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事 (現在に至る)
平成27年 3 月 当社常務取締役生産本部長 (現在に至る)

生年月日

昭和29年10月4日

取締役在任期間

12年

取締役会出席率

100% (15回／15回)

所有する当社株式の数

16,700株

● 取締役候補者とした理由

市野 則夫氏は、営業、生産業務などに豊富な経験を有しており、常務取締役として、業務全般の推進の役割を適切に果たし、当社の経営に貢献しております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

4 高石 文雄

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 2 月 四国兼商販売(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
平成17年 4 月 当社四国支店長
平成19年 4 月 当社西日本支店長
平成23年 3 月 当社取締役技術普及本部副本部長兼西日本支店長
平成25年 3 月 当社取締役技術普及本部副本部長兼製品普及部長 (現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

高石 文雄氏は、長年にわたり営業、技術普及業務に携わり、豊富な業務知識と経験により営業技術普及部門の業務執行及び統括の役割を適切に果たしております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

生年月日

昭和26年11月19日

取締役在任期間

6年

取締役会出席率

100% (15回/15回)

所有する当社株式の数

10,220株

5 金瀬 聖

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年 4 月 当社入社
平成17年 4 月 当社開発部長
平成19年 4 月 当社開発部長兼化学研究部長
平成22年 7 月 当社研究開発本部長兼化学研究部長
平成23年 3 月 当社取締役研究開発本部長 (現在に至る)
平成24年 9 月 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 理事 (現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

金瀬 聖氏は、長年にわたり研究開発、海外業務携わり、豊富な業務知識と経験により製品開発、海外業務展開等、研究開発部門の業務執行及び統括の役割を適切に果たしております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

生年月日

昭和39年9月9日

取締役在任期間

6年

取締役会出席率

100% (15回/15回)

所有する当社株式の数

15,100株

6 後藤

純

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月 ヘキストジャパン(株)入社
 平成 7年 4月 ヘキストシェーリングアグレボ(株)大阪営業所長
 平成12年 1月 アベンティスクロップサイエンス(株)マーケティング本部チームリーダー
 平成14年10月 バイエルクロップサイエンス(株)執行役員エンバイロサイエンス事業本部長
 平成15年 1月 (株)ユニカス取締役会長（兼務）
 平成18年 1月 同社社外取締役（兼務）
 平成20年 7月 BayerCropScience AG出向グローバルポートフォリオマネージャー
 平成22年 6月 バイエルクロップサイエンス(株)執行役員マーケティング本部長
 平成24年 7月 当社入社当社営業技術普及本部副本部長
 平成25年 3月 当社取締役営業本部長（現在に至る）

生年月日

昭和33年11月28日

取締役在任期間

4年

取締役会出席率

100%（15回／15回）

所有する当社株式の数

18,100株

● 取締役候補者とした理由

後藤 純氏は、国内外にわたる農業業界での長年の営業、マーケティング経験を有し、当社入社後は営業業務に携わり、販売戦略の策定等、営業部門の業務執行及び統括の役割を適切に果たしております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

7 海部

行延

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月 (株)日本債券信用銀行（現(株)あおぞら銀行）入行
 平成12年 6月 同行財務部部長
 平成21年 8月 (株)あおぞら銀行統合リスク管理部部長
 平成23年 2月 当社入社当社総務部長
 平成25年 3月 当社取締役管理本部副本部長
 平成27年 3月 当社取締役管理本部長（現在に至る）

● 取締役候補者とした理由

海部 行延氏は、金融機関での経験を基にした豊富な業務知識により、当社入社後は企画、管理業務に携わり、人事、総務業務の体制整備等、企画、管理部門の業務執行及び統括の役割を適切に果たしております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補といたしました。

生年月日

昭和32年9月15日

取締役在任期間

4年

取締役会出席率

100 %（15回／15回）

所有する当社株式の数

9,059株

8 ふじくら もとはる 藤倉 基晴

再任 社外 独立

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年7月 大蔵省入省
昭和62年7月 内閣官房内閣審議官
平成8年7月 横浜税関長
平成9年7月 国税庁長官官房国税審議官
平成12年7月 世界銀行グループ国際金融公社東京駐在特別代表
平成18年6月 (株)大阪証券取引所常務取締役
平成25年1月 (株)日本取引所グループ大阪証券取引所代表取締役社長
平成25年10月 SMBCフレンド証券(株)顧問
平成27年3月 当社取締役（現在に至る）

生年月日

昭和22年8月19日

取締役在任期間

2年

取締役会出席率

100%（15回／15回）

所有する当社株式の数

1,900株

● 社外取締役候補者とした理由

藤倉 基晴氏は、長年にわたり金融業界に携わり、会社経営について豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について意見・助言等をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンス及び経営監督機能の強化に資す候補者であると判断したため、社外取締役候補といたしました。

● その他社外取締役候補者に関する特記事項

藤倉 基晴氏は社外取締役候補者であり、現在東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

9 いわさき ひろかず
岩崎 泰一

再任 社外 独立

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年 9 月 弁護士登録
新宿法律事務所パートナー（現在に至る）
平成28年 3 月 当社取締役（現在に至る）

● 社外取締役候補者とした理由

岩崎 泰一氏は、法律の専門家としての幅広い経験と見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から当社の経営について意見・助言等をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンス及び経営監督機能の強化に資する候補者であると判断したため、社外取締役候補といたしました。

● その他社外取締役候補者に関する特記事項

岩崎 泰一氏は社外取締役候補者であり、現在東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

生年月日
昭和53年 1 月15日

取締役在任期間
1 年

取締役会出席率
100%（11回／11回）

所有する当社株式の数
300株

第3号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰
労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役森田 幸一氏、岸本 和也氏に対し、その在任中の
労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金につきましては、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、当
社所定の基準の範囲で取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は平成29年2月10日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって、役
員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案をご承認いた
くことを条件として重任される取締役9名及び在任中の監査役3名に対し、本株主総会終結の時
までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、打切り支給の対象となる取締役9名及び監査役3名に対する退職慰労金の支給時期につ
きましては、各取締役及び各監査役の退任時といたしますが、その贈呈の時期、個別の金額及び
方法等の決定については、当社所定の基準の範囲で取締役については取締役会に、監査役につ
いては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び打切り支給の対象となる取締役ならびに監査役の略歴は次のとおりでありま
す。

(退任取締役)

氏 名	略 歴
もり た こう いち 森 田 幸 一	平成21年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
きし もと かず や 岸 本 和 也	平成27年 3 月 当社取締役 (現在に至る)

(打切り支給の対象となる取締役ならびに監査役)

氏 名	略 歴
くし びき ひろ のり 櫛 引 博 敬	昭和56年 2 月 当社取締役 昭和60年 1 月 当社専務取締役 平成 3 年 3 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)
いの うえ とも ひろ 井 上 智 広	平成 7 年 3 月 当社取締役 平成17年 3 月 当社常務取締役 平成23年 3 月 当社専務取締役 平成28年 3 月 当社代表取締役専務 (現在に至る)
いち の のり お 市 野 則 夫	平成17年 3 月 当社取締役 平成27年 3 月 当社常務取締役 (現在に至る)
たか いし ふみ お 高 石 文 雄	平成23年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
かな せ きよし 金 瀬 聖	平成23年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
ご とう じゅん 後 藤 純	平成25年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
かい べ ゆき のぶ 海 部 行 延	平成25年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
ふじ くら もと はる 藤 倉 基 晴	平成27年 3 月 当社社外取締役 (現在に至る)
いわ さき ひろ かず 岩 崎 泰 一	平成28年 3 月 当社社外取締役 (現在に至る)
は せ がわ まさ つべ 長谷川 正 次	平成19年 3 月 当社常勤監査役 (現在に至る)
よこ やま かず お 横 山 和 夫	平成16年 3 月 当社社外監査役 (現在に至る)
おお く ぼ まさ はる 大久保 雅 晴	平成19年 3 月 当社社外監査役 (現在に至る)

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年3月24日開催の第30回定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、今日に至っております。その後、25年以上の年月が経過しており、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、また役員報酬の機動的な運用を可能とするため、現行の月額を年額に換算し、取締役の報酬額を改めさせていただきたく存じます。

報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬とし、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、本株主総会の第4号議案として付議しております取締役の報酬限度（年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の枠内で、株式報酬を、平成29年12月末で終了する事業年度から平成30年12月末で終了する事業年度までの2年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役を除いた7名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年2月10日付「役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は2年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金200百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（ToSTNeTを含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を2年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金200百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中毎年2月末に、直前に終了する事業年度における各役位に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当

社株式の交付を受けます。

具体的には、まず、毎年当社が定める一定の期間に当該取締役が付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて、当該時点までに当該取締役に付与されたポイントの数について、当該取締役が当社株式の交付を受けるに当たっての所定の調整を行います（以下、当該調整後のポイントの数を「調整後ポイント数」といいます。）。

そして、当社取締役は、下記(4)の手続に従い、本信託から、調整後ポイント数に1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数の当社株式の交付を受けます。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成19年3月28日開催の第48回定時株主総会において、月額300万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、現行の月額を年額に換算し、監査役の報酬額を年額500万円以内（うち社外監査役分は250万円以内）と改定したいと存じます。

なお、本株主総会終結の時点において、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

以 上

【株主メモ】

事業年度 毎年1月1日から12月31日まで

定時株主総会 毎年3月下旬開催

基準日 定時株主総会・配当金受領株主確定 12月31日

**株主名簿管理人
及び特別口座の
口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル）

【株主優待のお知らせ】

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。

平成28年12月末現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単位（100株）以上を保有されている株主様が対象となります。

保有株式数：100株以上

優待の内容：500円相当の全国共通お米券 2枚

※なお、お米券は株主総会終了後に発送します決議通知に同封いたします。

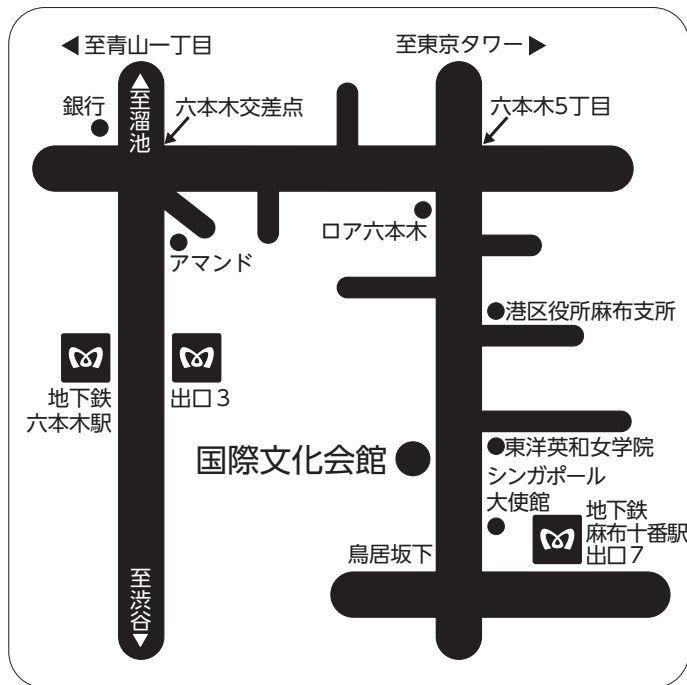
株主総会会場ご案内図

開催
日時

平成29年3月28日(火曜日)
午前10時

開催
場所

東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館 岩崎小彌太記念ホール



交通の
ご案内

○ 都営大江戸線 ○ 東京メトロ日比谷線

「六本木駅」

出口3 より 徒歩約10分

○ 都営大江戸線 ○ 東京メトロ南北線

「麻布十番駅」

出口7 より 徒歩約5分



アグロ カネショ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目2番19号

<http://www.agrokanesho.co.jp/>